

住民税(町県民税)申告・確定申告相談について

申告相談案内

今庄・河野事務所の申告相談期間変更のお知らせ

今回の申告(令和4年分)より今庄・河野事務所での申告相談期間が変更となりました。

- 【南越前町役場】 2月16日(木)～3月15日(水) ※平日のみ
- 【今庄事務所】 2月16日(木)～3月15日(水)
 - 期間中の月曜日と木曜日のみ
- 【河野事務所】 2月16日(木)～3月15日(水)
 - 期間中の火曜日と金曜日のみ

受付時間は3カ所とも午前9時～正午、午後1時～午後4時となります。相談内容は住民税(町県民税)申告および確定申告となります。

次の申告は、武生税務署でお願いします。

- 青色申告
- 土地や建物、株などの譲渡所得
- 株の売買、先物取引、仮想通貨の申告
- 1年目の住宅借入金等特別控除
- 令和3年分以前の確定申告
- 亡くなった方の確定申告

※その他、申告の内容によっては武生税務署での申告をお願いします。ありません。

【武生税務署】(越前市中央1丁目6-12) ※平日のみ

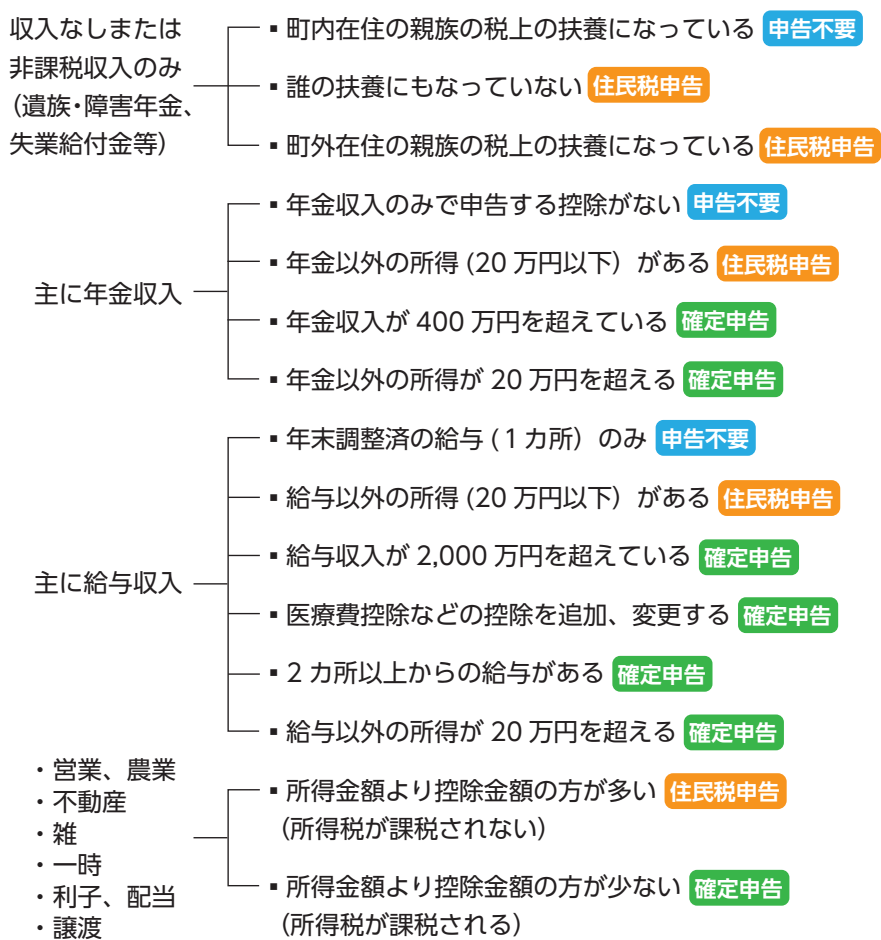
2月16日(木)～3月15日(水) 午前8時30分～午後4時

申告相談は午前9時から開始します。

入場整理券がなくなり次第受付を終了します。

申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告が住民税申告かを簡易的に判断できます。※所得税の還付を受けるためには、フローチャートに関わらず確定申告が必要となります。



令和4年中にどんな収入がありましたか？

申告に必要な書類

- 税務署からのお知らせが届いている方はその通知(ハガキまたは通知書)
- e-Tax利用者識別番号が分かる書類(お持ちの方のみ)
- 給与や公的年金等の源泉徴収票、報酬などの支払報告書
- 営業や農業、不動産の収支内訳書など所得計算に必要なもの
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書、国民年金保険料控除証明書など
- 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
 - ※受診した人および医療機関ごとに分けて、事前に記入をお願いします。
- 寄附金の領収書または受領書(寄附金控除を受ける方)
 - ・ふるさと納税で「ワンストップ特例」を申請された方も、申告をする場合は添付が必要です。
- 申告者本人の金融機関の口座番号などが分かるもの(所得税の還付申告をする方)
 - ・マイナンバーカードなどの本人確認書類(申告者本人および扶養親族、事業専従者)
 - ・マイナンバーカードをお持ちの方↓マイナンバーカード
 - ・マイナンバーカードをお持ちでない方(左記2点が必要)
 - ↓マイナンバー「通知カード」+運転免許証や保険証等の本人確認書類

※営業や農業、不動産等の収支内訳書(収入と経費が集計された書類)や医療費控除の明細書が未集計の場合、申告受付をお断りする場合があります。

代行作成はできませんので、必ず事前に作成をお願いします。

雑損控除の申告について(大雨の被害に遭われた方へ)

雑損控除とは

災害等により資産に損害を受けたとき、その損失額に基づいて計算した金額を所得金額から差し引くことができる所得控除のひとつです。確定申告することで所得税および個人住民税が軽減される場合があります。

対象となる資産

生活に通常必要な資産(住宅、家具、30万円以下の貴金属、自動車等) また、右記資産の所有者が次のいずれかである必要があります。

- ・納税者本人
- ・納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、前年中の総所得金額等が48万円以下の者

雑損控除額の計算方法

次のうちどちらが多い方の金額が雑損控除額となります。

- ①(差引損失額)ー(総所得金額等)×10%
- ②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)ー5万円

※「差引損失額」とは、損害金額から保険金等によって補填される金額を差し引いた後の金額です。

申告場所

武生税務署または南越前町役場

※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連したやむを得ない費用のことです。

必要書類

- ☑ 被害を受けた資産の取得価格や取得年月日が分かる書類
- ☑ 災害関連支出(被災資産の修復費用等)の領収書
- ☑ 罹災(被災)証明書の写し
- ☑ 保険金(補助金)等の補填金額が分かる書類(保険金等が支給された場合のみ)
- ☑ その他、申告に必要な書類

※必要書類が揃っていない場合、申告の受付ができない場合があります。

問合せ

- 武生税務署 TEL 0778-22-0890
- 町民税務課 TEL 0778-47-8014
- 今庄事務所 TEL 0778-45-1111
- 河野事務所 TEL 0778-48-2111